

次期改定まで  
令和7年4月1日

# 「児童生徒の健全育成のための 学校・警察相互連絡制度」 に関する運用等マニュアル

宮崎県教育委員会  
市町村教育委員会  
宮崎県警察本部

# 目 次

第 1 制度の概要	-----	P 1
第 2 協定書に係る各条文の解説	-----	P 2
第 3 資料	-----	P 1 6
1 個人情報保護法等（一部抜粋）		
2 「児童生徒の健全育成のための学校・警察相互連絡制度」 に関する協定書（見本）		
○宮崎県教育委員会と宮崎県警察本部の協定書 ○市町村教育委員会と宮崎県警察本部の協定書		
※該当する協定書のみ添付		

## 第1 制度の概要

<b>「児童生徒の健全育成のための学校・警察相互連絡制度」</b> 締結日：平成19年10月10日 施行日：平成19年11月1日 (平成20年7月1日付けで県下全市町村教育委員会と協定締結が完了) ・宮崎県教育委員会と宮崎県警察 ・各市町村教育委員会と宮崎県警察	
<b>「ひむかっ子健全育成サポート制度」</b> 締結日：平成15年12月25日 施行日：平成16年1月1日 一部変更施行日：令和7年4月1日 ・宮崎県私立中学高等学校協会と宮崎県警察 ・学校法人延岡学園尚学館小学校と宮崎県警察	
目的	児童生徒の健全育成、安全確保、非行の防止
連携機関	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 宮崎県教育委員会及び各市町村教育委員会</li><li>・ 各宮崎県立学校及び宮崎大学教育学部附属小学校・中学校</li><li>・ 県内各市町村教育委員会管下の小学校・中学校・義務教育学校</li><li>・ 私立中学高等学校協会、各私立小学校・中学校・高等学校</li><li>・ 宮崎県警察本部及び各警察署</li></ul>
連絡対象事案 【警察→学校】	<ol style="list-style-type: none"><li>① 犯罪少年に関する逮捕事案</li><li>② 触法・ぐ犯少年に関する送致・通告事案</li><li>③ 逮捕事案（身柄通告を含む。）以外の非行少年に関する事案で、学校との連携又は継続的指導が必要と認められる事案</li><li>④ 犯罪等（犯罪に至らない児童虐待、いじめ等を含む。）の被害者で学校との連携又は継続的支援が必要と認められる事案</li><li>⑤ 不良行為に関する事案で、学校との連携又は継続的指導が必要と認められる事案</li><li>⑥ その他、本制度の目的に沿って、学校との連携が特に必要と認められる事案</li></ol>
連絡対象事案 【学校→警察】	<ol style="list-style-type: none"><li>① 学校内の対応だけでは問題行動の解決が困難で、児童生徒の健全育成のため、警察署との連携が特に必要と判断される事案</li><li>② 児童生徒が犯罪被害を受けるおそれがある事案で、児童生徒の安全確保の観点から警察署への連絡が必要と判断される事案</li><li>③ その他、本制度の目的に沿って、警察署との連携が特に必要と認められる事案</li></ol>
連絡する内容	事案に係る児童生徒の氏名、事案の概要など本制度の目的を達成するために必要な事項

## 第2 「児童生徒の健全育成のための学校・警察相互連絡制度」

### に関する協定書各条文の解説

(前文)

(協定前文)

○○○○○○○○○（以下「甲」という。）と宮崎県警察本部（以下「乙」という。）は、青少年の問題行動が多様化、深刻化している現状を踏まえ、児童生徒の健全育成に向けて相互の連携を図るため、次のとおり協定する。

《要旨》

前文は、制度導入の背景と連携機関における協定の必要性を示したものである。

《解説》

前文中の「青少年の問題行動が多様化、深刻化している現状」とは、

- 小・中・高校生が少年非行の約7割を占める事実と、非行の低年齢化
- 青少年の規範意識低下
- 犯罪被害少年の増加
- 携帯電話やインターネットによる犯罪など様々な犯罪等の増加
- 青少年が加害者となる重大犯罪の全国での続発

等を言い、こうした情勢の下に、学校と警察がそれぞれ単独で情報を持って対応していたのでは、「児童生徒の健全育成」の目的を達成することは困難であることが多い。

例えば、児童生徒が窃盗等で警察に検挙された事実を、学校側が認知していない状況で、規範意識の醸成を図る教育をしても大きな効果を得ることは難しく、また、学校での問題行動が非行の根本的要因となっている場合、その深層部分を警察側が把握せずに指導をしたのでは、抜本的な解決には至らず、再犯の可能性が高くなるとも考えられる。

このように連携機関における相互連絡の必要性は十分に認められることから、本制度において、連携機関の情報交換時における連絡責任者を明らかにする等の環境づくりを行うとともに、今まで以上に各機関の連携を密にして、所期の目的を達成するため、協定書を取り交わすこととしたものである。

特に、学校と警察は、児童生徒を加害に向かわせず、被害に遭うことから防ぐ等、児童生徒の健全な育成の観点から重要なパートナーであることを認識し、日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制の構築が求められる。

近年、インターネットを通じて行われるものを含むいじめ問題については、「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）」（令和5年2月7日付け4文科初第2121号）や、「学校におけるいじめ問題への的確な対応について（通達）」（令和6年1月9日付け警察庁丙人少発第1号）などにおいても、学校と警察とが積極的に連携して対応することが示されており、学校の安全・安心な風土の醸成のためにも、問題行動の未然防止を含め更なる連携強化を図ることが必要となっている。

(目的)

(協定 第1条)

この協定は、第3条に規定する連携機関が相互に情報交換を行うことにより、児童生徒の安全の確保と非行の防止に努め、もって児童生徒の健全育成を図ることを目的とする。

《要旨》

本条は、この制度の目的を示したものである。

《解説》

本制度の目的は、連携機関が相互に情報交換を行うことにより、

- 児童生徒の安全の確保
- 児童生徒の非行の防止

に努め、もって「児童生徒の健全育成を図る」ということにある。

特に、重大な少年非行や学校内だけでは指導が難しい事案、悪質ないじめなどに対しては、連携機関の協力が必要不可欠であることを認識し対処する必要がある。

(名称)

(協定 第2条)

この協定に基づく制度の名称は、「児童生徒の健全育成のための学校・警察相互連絡制度」(以下「相互連絡制度」という。)とする。

《要旨》

本条は、この制度の名称を示したものである。

(連携機関)

(宮崎県教育委員会と宮崎県警察本部の協定 第3条)

この協定において連携を行う機関（以下「連携機関」という。）は、甲、乙の他、次に掲げる機関とする。

- (1) 各県立学校及び宮崎大学教育文化学部附属小学校・中学校（以下「学校」という。）
- (2) 各警察署（以下「警察署」という。）

(市町村教育委員会と宮崎県警察本部の協定 第3条)

この協定において連携を行う機関（以下「連携機関」という。）は、甲、乙の他、次に掲げる機関とする。

- (1) 管下の小学校・中学校（以下「学校」という。）
- (2) 各警察署（以下「警察署」という。）

《要旨》

本条は、この制度の連携機関を示したものである。

《解説》

本制度の連携機関としては、宮崎県警察本部と宮崎県教育委員会、各市町村教育委員会であり、本条文にて、各号に連携機関を示したものである。

これにより、県内の国公立小・中学校（義務教育学校を含む）、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び各警察署がその連携機関となった。

なお、条文中の宮崎大学教育文化学部附属小学校・中学校は宮崎大学教育学部附属小学校・中学校と読み替えるものとする。

《参考》

宮崎県私立中学高等学校協会と宮崎県警察は平成15年12月に「ひむかっ子健全育成サポート制度」として締結し、平成16年1月に施行している。

※ 「宮崎県私立中学高等学校協会」加盟校

《私立中（9）》

日向学院、宮崎日本大学、宮崎第一、鵬翔、日章学園、宮崎学園、日南学園、尚学館、聖心ウルスラ学園聰明

《私立高（本校14）》

日向学院、宮崎学園、宮崎日本大学、聖心ウルスラ学園、宮崎第一、日章学園、鵬翔、延岡学園、都城、小林西、櫻美学園、日南学園、都城聖ドミニコ学園、日章学園九州国際

(定義)

(宮崎県教育委員会と宮崎県警察本部の協定 第4条)

この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 連絡責任者

対象事案を取り扱った学校の校長、県教育委員会学校政策課長、警察署の署長及び県警察本部生活安全部少年課長

(2) 連絡担当者

連絡責任者が連絡担当者として指定した者

(市町村教育委員会と宮崎県警察本部の協定 第4条)

この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 連絡責任者

連携機関が相互に連絡する対象事案（以下「対象事案」という。）を取り扱った学校の校長、市町村教育委員会学校教育主管課長、警察署の署長及び県警察本部生活安全部少年課長

(2) 連絡担当者

連絡責任者が連絡担当者として指定した者

《要旨》

本条は、この制度における連絡責任者等の用語の定義を示したものである。

《解説》

本制度の円滑な推進のため、連絡責任者は、連絡担当者をあらかじめ指定しておくものとする。なお、連絡担当者の職務は、学校の場合は、教頭及び事案の内容により生徒指導主事が、警察の場合は、警察署少年担当課長又は少年係長等が行うことを想定しており、連絡担当者は複数を指定することができる。

なお、条文中の少年課長は少年担当課長、学校政策課長は生徒指導担当課長と読み替えるものとする。

(相互連絡制度の内容)

(協定 第5条)

連携機関は、児童生徒の非行や犯罪被害に関する具体的な情報を相互に連絡し、必要に応じて、当該事案に係る具体的な対策を講ずるものとする。

《要旨》

本条は、この制度の内容を示したものである。

《解説》

連携機関は、児童生徒の非行や犯罪被害という具体的な事実があり、連携機関が必要と認めた場合は、その事実に関する情報を連携機関が共有するだけでなく、必要に応じて実効性のある具体的な対策の推進をすることを述べたものである。

## 用語の説明

犯罪少年～罪を犯した14歳以上20歳未満の者

(18・19歳は「特定少年」として扱う)

触法少年～14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年

ぐ犯少年～次に掲げる事由があって、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年

ア 保護者の正当な監護に服しない性癖のこと。

イ 正当な理由がなく家庭に寄り付かないこと。

ウ 犯罪性のある人若しくは不道徳な人と交際し、又はいかがわしい場所に出入りすること。

エ 自己又は他人の徳性を害する行為をする性癖のこと。

非行少年～犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年

不良行為少年～非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、その他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年

(連絡の対象事案)

(協定 第6条)

対象事案は、児童生徒の非行又は犯罪被害を防止するために、学校・警察署等との連携が必要と認められる事案とする。

《要旨》

本条は、この制度における連絡の対象事案を示したものである。

《解説》

本制度においては、第1条に示された目的を達成するために、学校・警察署等との連携が必要と認められる事案としているが、具体的には次のような事案である。

(1) 学校から警察への連絡対象事案

- ア 学校内の対応だけでは問題行動の解決が難しく、児童生徒の健全育成のため警察署との連携が特に必要であると判断される事案
- イ 児童生徒が犯罪被害を受けるおそれがある事案で、児童生徒の安全確保という観点から、警察署への連絡が必要であると判断される事案
- ウ その他、本制度の目的に沿って、警察署との連携が特に必要と認められる事案

(2) 警察から学校への連絡対象事案

- ア 犯罪少年に関する逮捕事案及び触法少年やぐ犯少年に関する身柄通告等事案
- イ 逮捕事案（身柄通告等を含む。）以外の非行少年に関する事案で、学校との連携及び継続的な指導が必要と認められる事案
- ウ 不良行為少年に関する事案で、学校との連携及び継続的な指導が必要と認められる事案
- エ 犯罪等の被害者で、学校との連携及び継続的な支援が必要と認められる事案
- オ その他、本制度の目的に沿って、学校等との連携が特に必要と認められる事案

## 【学校から警察への連絡対象事案の詳細】

- ◎ 学校内の対応だけでは問題行動の解決が難しく、児童生徒の健全育成のために警察署との連携が特に必要であると校長が判断した場合や、児童生徒が犯罪の被害を受けるおそれがある事案で、児童生徒の安全確保という観点から校長が警察署への連絡が必要であると判断した場合に、連絡を行う。
- 具体的には次のような事案である。

① 学校内の対応だけでは問題行動の解決が困難で、児童生徒の健全育成のため、警察署との連携が特に必要とされる事案

- 刑法や特別法の処罰の対応となる事案
  - ・凶悪犯事案(殺人、強盗、不同意性交、放火等)
  - ・薬物乱用事案(薬物を使用又は所持、シンナーなどの有機溶剤の乱用)
- 複数校の児童生徒や非行集団等が関係している事案
- 刃物等の凶器を使用した脅しや暴力行為
- 暴力や金品の強要を行う等、犯罪行為として取り扱われるべきいじめ
- 児童ポルノ関連などインターネット上の問題
- その他、問題行動の内容が悪質な事案

② 児童生徒が犯罪被害を受けるおそれがある事案で、児童生徒の安全確保の観点から警察署への連絡が必要と判断される事案

- 脅威事犯（声かけ等）や不審者に関する情報
- 学校における指導が継続されているにもかかわらず校内暴力や器物損壊等の暴力行為を繰り返し行い、その影響が他の児童生徒に及ぶ場合
- 児童生徒の生命や身体に大きな危害が予想される事案を認知した場合
- 家出や性の逸脱行為を繰り返し行うなど、犯罪の被害者になるおそれのある場合

③ その他、本制度の目的に沿って、警察署との連携が特に必要と認められる事案

- 非行や不良行為を繰り返し行い、悪質・重大な犯罪に発展するおそれのある事案

## 【警察から学校への連絡対象事案の詳細】

- ① 犯罪少年に関する逮捕事案及び触法少年やぐ犯少年に関する身柄通告等事案
- 犯罪少年（刑法犯少年・特別法犯少年）として逮捕した事案
  - 触法少年又はぐ犯少年として児童相談所に送致又は通告した事案で、児童相談所長の一時保護の措置が執られた場合
  - ぐ犯少年として家庭裁判所に送致した事案で、同行状又は緊急同行状が発せられた場合
- ② 逮捕事案（身柄通告を含む。）以外の非行少年に関する事案で、学校との連携及び継続的な指導が必要と認められる事案
- 犯罪少年（刑法犯少年・特別法犯少年）として検挙した事案  
ただし、交通事故や交通違反などの道路交通関係法令違反を除く。
  - 道路交通法違反のうち、無免許運転、飲酒運転、共同危険行為、救護義務違反等の悪質な違反で検挙した事案
  - 触法少年又はぐ犯少年として児童相談所に送致又は通告した事案
  - ぐ犯少年として家庭裁判所に送致した事案
  - 送致又は通告を行わなかった触法少年にあっては、学校との連携及び継続的な指導が必要と認められる事案
- ③ 不良行為に関する事案で、学校との連携及び継続的指導が必要と認められる事案
- 不良行為少年として補導した事案で、同種の補導前歴が複数回ある場合
  - 不良行為少年として補導した事案で、少年の性格、保護者の監護能力、家庭環境等から、不良行為を繰り返すおそれが高いと認められる事案
- ④ 犯罪等の被害者で学校との連携及び継続的な支援が必要と認められる事案
- 身体犯、重大な交通事故事件、福祉犯の被害少年など警察が定める支援対象少年のうち、学校との連携が必要と認められる事案
  - 上記支援対象少年には該当しないが、児童虐待・いじめの被害者及び脅威事犯（声かけ等）により、身体的・精神的な苦痛を受ける又はそのおそれがあるなど、学校との連携が必要と認められる事案
- ⑤ その他、本制度の目的に沿って、学校との連携が特に必要と認められる事案
- 本制度の目的に沿って、学校との連携が特に必要と認められるその他の事案
  - 本制度に基づき連絡を実施した少年のその後の経過等に関すること

Q 相互連絡をするときの本人や保護者への連絡・同意について。

A 原則として、本人、保護者の同意なく連絡できるが、個々の事案ごとに検討をすべきである。

警察から学校へ情報提供は少年警察活動規則や犯罪捜査規範等、学校から警察への連絡は学校保健安全法やいじめ防止対策推進法等の法令に基づき実施するものであり、必ずしも保護者等の同意を要するものではないが、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報保護法の趣旨から逸脱した提供は行ってはならない。

警察から学校に対象事案を連絡することは、児童生徒や保護者にとって重大な関心事であり、連絡を受けた学校において、その後、保護者や警察と協力し効果的な指導をするためにも、保護者に連絡をしておくことが望ましい。

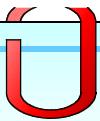
学校から警察に連絡する際は、事前に学校で十分な指導を積み重ねた上で、警察への相談や連絡を検討することから、保護者や本人への通知はその指導の中で行われることが望ましい。

児童虐待事案や児童生徒の不登校や不良行為等について、学校及び警察その他関係機関が連携して対応するため、児童生徒や保護者へ同意を得ることなく、事案や家庭に関する情報等を互いに提供することも可能であるが、保護者等に対して連絡を行う必要性については個別に検討すべきである。

また、犯罪行為（触法行為を含む）として扱われるいじめ事案などは、児童生徒の生命や身体の安全を守ることを最優先とし、警察に対し援助を求めるることは適切な対応であるため、学校として警察への相談・通報を行うことがあることについて、あらかじめ保護者等に対し、周知を行うことが重要である。

さらに、性犯罪の被害など特別な配慮を必要とする事案を連絡する場合、情報提供を行う警察、学校において、保護者等の同意の有無について事前に確認を要する。なお、連絡した経緯等について保護者等の理解が得られるよう十分な説明に努める必要がある。

なお、被害の届け出、刑事訴訟法の告訴及び事件に関する通報、相談については、本制度外での事案である。



Q 警察から学校への連絡対象事案の中に、不良行為少年に関する事案があるが、不良行為少年として補導された少年を全て連絡するのか。

A 補導された少年の性格、家庭環境その他諸般の事情から、学校による教育的措置と警察による補導、その他の活動を継続して実施していくことが必要と認められる事案であって、その不良行為の態様や補導回数等も勘案して判断することとなる。

#### 《参考》

#### 「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）」

（令和5年2月7日付け 4文科初第2121号）

##### ●警察との相談・通報及び連携における基本的な考え方

…学校のみで対応するか判断に迷う場合であっても、被害児童生徒や保護者の安心感につながる場合もあることから、警察（学校・警察連絡員等）に相談・通報すること。その際、警察に相談・通報を行った事案については、学校の設置者にも共有すること。

##### ●警察と連携したいじめへの的確な対応における留意事項

…警察では、重大ないじめ事案に当たらない事案であっても、当該児童生徒又はその保護者が犯罪行為として取り扱うことを求めるときは、その内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除き、被害の届出を即時受理することとしていることから、学校は、警察から連絡を受けた場合には、緊密に連携しつつ、その捜査又は調査に協力すること。

警察が捜査・調査中であっても、学校は、警察と連携しつつ、必要な指導・支援を行わなければならないこと。

(連絡の内容)

(協定 第7条)

この協定に基づき連絡する情報の内容は、事案に係る児童生徒の氏名、事案の概要など相互連絡制度の目的を達成するために必要なものとする。

《要旨》

本条は、この制度における連絡の対象となる情報の内容を示したものである。

《解説》

本制度において連絡の対象となる情報は、児童生徒の安全の確保と非行の防止に必要な特定の事案に係る児童生徒の氏名、事案の概要など必要最小限の情報である。

(連絡の方法)

(協定 第8条)

この協定に基づく連絡は、連絡責任者又は連絡担当者が、面接又は電話により速やかに行うものとする。

《要旨》

本条は、この制度における連絡の方法を示したものである。

《解説》

問題事案が判明次第、当該児童生徒の非行の再発防止や支援など、児童生徒の健全育成の観点から時機を失したものとならないよう速やかに連絡を行う必要があるので、本制度における連絡は面接又は電話により行うこととする。

なお、学校が連絡等を行う警察署は、原則としてその学校の所在地を管轄する警察署（少年担当課）となる。

ただし、事案によっては、県警察本部少年担当課やその他関係する宮崎県内の警察署と連絡をとる場合もある。

(秘密保持の徹底)

(協定 第9条)

- 1 この協定に基づき提供された情報は、秘密保持が厳守されるべき個人情報であることから、相互連絡制度の目的を逸脱した取扱いは、厳にこれを禁ずるものとする。
- 2 各連携機関の連絡責任者は、前項の規定の趣旨を担保するために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 連携機関の職員は、相互連絡制度により知り得た情報を、相互連絡制度の目的に資する場合を除き他に漏らしてはならず、その職を退いた後も同様とする。

## 《要旨》

本条は、この制度における秘密保持の徹底を示したものである。

## 《解説》

本制度において提供された情報は、特に秘密保持を厳守すべき個人情報であり、第1条に規定する目的を逸脱しないよう厳に戒めている。

※個人情報保護に関する法律等は別紙参照

## (連携における留意点)

### (協定 第10条)

この協定に係る連携に当たっては、連携機関の相互理解と信頼を保持するため、次の点に留意するものとする。

#### (1) 正確な情報及び確実な連絡

連絡責任者及び連絡担当者は、情報内容が正確であることを確認するとともに、確実な連絡に留意すること。

#### (2) 適正な処遇

対象事案に係る児童生徒への処遇に当たっては、学校の児童生徒指導に係る内規等を勘案し、本人の保護、更正のために適切な処遇を行うものとすること。

## 《要旨》

本条は、この制度運用上の配慮すべきことを示したものである。

## 《解説》

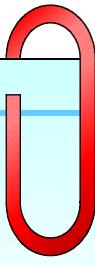
本制度においては、情報内容が正確であることはもとより、確実な連絡に留意して連携機関の相互理解と信頼を保持することとした。

したがって、情報交換に当たって連絡責任者又は連絡担当者は、相手方の身分を確実に確認するとともに、情報内容についても事実と推測とを混同することなく正確に行うなど慎重な配慮をすることが必要である。

例えば、双方の連絡担当者が初めて対応する場合や不審を抱かせる応答があった場合は、用件に入る前に一度電話を切り、改めて電話をかけ直すなどの対応も必要となる。

連絡を受けた情報は、組織的対応を基本とし、関係機関との情報共有に努め、場合によっては、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、警察のスクールサポートアーチャーの積極的な活用を検討すること。特にいじめ問題、児童虐待問題については、初期の段階から相互の連携を図ること。

また、連絡した事案の児童生徒の処遇に当たっては、学校の児童生徒に対する指導に係る内規等を勘案し、当該児童生徒の保護、更正のために適切な処遇を行うよう規定している。



Q 警察から連絡を受けた場合、学校は当該児童生徒にどのような対応を行うのか。

A 本制度の目的や趣旨を十分に踏まえ、当該児童生徒の規範意識の醸成や立ち直りのための相談等を通した継続的な指導・支援を行うことになる。その際、保護者等との連携を図りながら取り組むことが最も重要である。

本制度は、児童生徒の安全の確保と非行防止、健全育成のために実施するものであり、立ち直りに向けた支援を行うためのものである。警察署からの連絡のみで退（停）学など不利益となる処分をすることは、本制度の趣旨に沿わない。

したがって、当該児童生徒への対応については、慎重な配慮が求められる。また、本制度の運用だけではなく、学校がそれまでも十分な指導・支援を行ってきたにもかかわらず、やむを得ず懲戒等の処分を行わざる得ない場合は、児童生徒や保護者の理解が得られるよう十分な説明に努める必要がある。

#### （協議）

##### （協定 第11条）

本協定を円滑に実施するため、連携機関は、必要に応じて協議を行うことができるものとする。

#### 《要旨》

本条は、この制度における連携機関の協議について示したものである。

#### 《解説》

本協定の実施に当たり、問題が生じた場合や連携機関での協議が必要な場合には、その都度協議し、相互の理解を深め、所期の目的を達成するものとする。

(経費の負担)

(協定 第12条)

本協定の実施に係る費用は、連携機関がそれぞれに負担するものとする。

《要旨》

本条は、この制度における連携機関の経費の負担について示したものである。

(施行年月日)

(協定 第13条)

本協定に基づく相互連絡制度は、平成19年11月1日から施行する。

《要旨》

本条は、この制度の施行年月日を示したものである。

《解説》

「児童生徒の健全育成のための学校・警察相互連絡制度」については、平成19年10月10日、宮崎県教育委員会教育長、各市町村教育委員会の代表として宮崎市教育委員会教育長、宮崎県警察本部長が出席して協定書締結がとり行われたもので、同協定書により平成19年11月1日から施行されている。

《参考》

「ひむかっ子健全育成サポート制度」については、平成15年12月25日、宮崎県私立中学高等学校協会の会長、宮崎県警察本部長が出席して協定書締結がとり行われたもので、同協定書により平成16年1月1日から施行され、一部を変更する協定は令和7年4月1日から施行する。

(後文)

(協定後文)

この協定を締結した証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

《要旨》

後文は、作成した協定書の保有について示したものである。

# 資料

- 1 個人情報保護法等（一部抜粋）
- 2 「児童生徒の健全育成のための学校警察相互連絡制度」に関する協定書（見本）

○宮崎県教育委員会と宮崎県警察本部の協定書  
○市町村教育委員会と宮崎県警察本部の協定書

※該当する協定書のみ添付

【第四章 個人情報取扱事業者等の義務等】

（利用目的による制限）

第十八条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。
- 3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
  - 一 法令（条例を含む。以下この章において同じ。）に基づく場合
  - 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（不適正な利用の禁止）

第十九条 個人情報取扱事業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

（適正な取得）

第二十条 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。
  - 一 法令に基づく場合
  - 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - 三 公衆衛生の向上又は児童の健全の育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（取得に際しての利用目的の通知等）

第二十一条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。
- 3 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
  - 一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
  - 二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取り扱い事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
  - 三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

#### （第三者提供の制限）

第二十七条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全の育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

### 【第五章 行政機関等の義務等】

#### （利用目的の明示）

第六十二条 行政機関等は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- 一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- 二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権

利利益を害するおそれがあるとき。

- 三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(不適正な利用の禁止)

第六十三条 行政機関の長（第二条第八項第四号及び第五号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下この章及び第百七十四条において同じ。）、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人（以下この章及び次章において「行政機関の長等」という。）は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第六十四条 行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(利用及び提供の制限)

第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めることは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
  - 一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
  - 二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
  - 三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
  - 四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。
- 3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。
- 4 行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。

## 学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）(一部抜粋)

### **【第三章 学校安全】**

(学校安全に関する学校の設置者の責務)

第二十六条 学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地域の関係機関等との連携)

第三十条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

## いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）(一部抜粋)

### **【第四章 いじめ防止等に関する措置】**

(いじめに対する措置)

#### **第二十三条**

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

「児童生徒の健全育成のための学校・警察相互連絡制度」に  
関する協定書

平成19年10月10日

○ ○ ○ 教 育 委 員 会

宮 崎 県 警 察 本 部

## 「児童生徒の健全育成のための学校・警察相互連絡制度」に関する協定書

○○○教育委員会（以下「甲」という。）と宮崎県警察本部（以下「乙」という。）は、青少年の問題行動が多様化、深刻化している現状を踏まえ、児童生徒の健全育成に向けて相互の連携を図るため、次のとおり協定する。

### （目的）

第1条 この協定は、第3条に規定する連携機関が相互に情報交換を行うことにより、児童生徒の安全の確保と非行の防止に努め、もって児童生徒の健全育成を図ることを目的とする。

### （名称）

第2条 この協定に基づく制度の名称は、「児童生徒の健全育成のための学校・警察相互連絡制度」（以下「相互連絡制度」という。）とする。

### （連携機関）

第3条 この協定において連携を行う機関（以下「連携機関」という。）は、甲、乙の他、次に掲げる機関とする。

- (1) 管下の小学校・中学校（以下「学校」という。）
- (2) 各警察署（以下「警察署」という。）

### （定義）

第4条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 連絡責任者 連携機関が相互に連絡する対象事案（以下「対象事案」という。）を取り扱った学校の校長、教育委員会学校教育主管課長、警察署の署長及び県警察本部生活安全部少年課長
- (2) 連絡担当者 連絡責任者が連絡担当者として指定した者

### （相互連絡制度の内容）

第5条 連携機関は、児童生徒の非行や犯罪被害に関する具体的な情報を相互に連絡し、必要に応じて、当該事案に係る具体的な対策を講ずるものとする。

### （連絡の対象事案）

第6条 対象事案は、児童生徒の非行又は犯罪被害を防止するために、学校・警察署等との連携が必要と認められる事案とする。

### （連絡の内容）

第7条 この協定に基づき連絡する情報の内容は、事案に係る児童生徒の氏名、事案の概要など相互連絡制度の目的を達成するために必要なものとする。

### （連絡の方法）

第8条 この協定に基づく連絡は、連絡責任者又は連絡担当者が、面接又は電話により速やかに行うものとする。

### （秘密保持の徹底）

第9条 この協定に基づき提供された情報は、秘密保持が厳守されるべき個人情報であることから、相互連絡制度の目的を逸脱した取扱いは、厳にこれを禁ずるものとする。

- 2 各連携機関の連絡責任者は、前項の規定の趣旨を担保するために必要な措置を講ずるものとする。
  - 3 連携機関の職員は、相互連絡制度により知り得た情報を、相互連絡制度の目的に資する場合を除き他に漏らしてはならず、その職を退いた後も同様とする。
- (連携における留意点)

第10条 この協定に係る連携に当たっては、連携機関の相互理解と信頼を保持するため、次の点に留意するものとする。

(1) 正確な情報及び確実な連絡

連絡責任者及び連絡担当者は、情報内容が正確であることを確認するとともに、確実な連絡に留意すること。

(2) 適正な処遇

対象事案に係る児童生徒への処遇に当たっては、学校の児童生徒指導に係る内規等を勘案し、本人の保護、更正のために適正な処遇を行うものとすること。

(協議)

第11条 本協定を円滑に実施するため、連携機関は、必要に応じて協議を行うことができるものとする。

(経費の負担)

第12 条 本協定の実施に係る費用は、連携機関がそれぞれに負担するものとする。

(施行年月日)

第13 条 本協定に基づく相互連絡制度は、平成19年11月1日から施行する。

この協定を締結した証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成19年10月10日

甲 ○○○教育委員会

教育長

印

乙 宮崎県警察本部

本部長

印

「児童生徒の健全育成のための学校・警察相互連絡制度」  
に関する協定書

平成19年10月10日

宮 崎 県 教 育 委 員 会

宮 崎 県 警 察 本 部

# 「児童生徒の健全育成のための学校・警察相互連絡制度」に関する協定書

宮崎県教育委員会（以下「甲」という。）と宮崎県警察本部（以下「乙」という。）は、青少年の問題行動が多様化、深刻化している現状を踏まえ、児童生徒の健全育成に向けて相互の連携を図るため、次のとおり協定する。

## （目的）

第1条 この協定は、第3条に規定する連携機関が相互に情報交換を行うことにより、児童生徒の安全の確保と非行の防止に努め、もって児童生徒の健全育成を図ることを目的とする。

## （名称）

第2条 この協定に基づく制度の名称は、「児童生徒の健全育成のための学校・警察相互連絡制度」（以下「相互連絡制度」という。）とする。

## （連携機関）

第3条 この協定において連携を行う機関（以下「連携機関」という。）は、甲、乙の他、次に掲げる機関とする。

- (1) 各県立学校及び宮崎大学教育文化学部附属小学校・中学校（以下「学校」という。）
- (2) 各警察署（以下「警察署」という。）

## （定義）

第4条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 連絡責任者 連携機関が相互に連絡する対象事案（以下「対象事案」という。）を取り扱った学校の校長、県教育委員会学校政策課長、警察署の署長及び県警察本部生活安全部少年課長
- (2) 連絡担当者 連絡責任者が連絡担当者として指定した者

## （相互連絡制度の内容）

第5条 連携機関は、児童生徒の非行や犯罪被害に関する具体的な情報を相互に連絡し、必要に応じて、当該事案に係る具体的な対策を講ずるものとする。

## （連絡の対象事案）

第6条 対象事案は、児童生徒の非行又は犯罪被害を防止するために、学校・警察署等との連携が必要と認められる事案とする。

## （連絡の内容）

第7条 この協定に基づき連絡する情報の内容は、事案に係る児童生徒の氏名、事案の概要など相互連絡制度の目的を達成するために必要なものとする。

## （連絡の方法）

第8条 この協定に基づく連絡は、連絡責任者又は連絡担当者が、面接又は電話により速やかに行うものとする。

## （秘密保持の徹底）

第9条 この協定に基づき提供された情報は、秘密保持が厳守されるべき個人情報であることから、相互連絡制度の目的を逸脱した取扱いは、厳にこれを禁ずるものとする。

- 2 各連携機関の連絡責任者は、前項の規定の趣旨を担保するために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 連携機関の職員は、相互連絡制度により知り得た情報を、相互連絡制度の目的に資する場合を除き他に漏らしてはならず、その職を退いた後も同様とする。

(連携における留意点)

第10条 この協定に係る連携に当たっては、連携機関の相互理解と信頼を保持するため、次の点に留意するものとする。

(1) 正確な情報及び確実な連絡

連絡責任者及び連絡担当者は、情報内容が正確であることを確認するとともに、確実な連絡に留意すること。

(2) 適正な処遇

対象事案に係る児童生徒への処遇に当たっては、学校の児童生徒指導に係る内規等を勘案し、本人の保護、更正のために適正な処遇を行うものとすること。

(協議)

第11条 本協定を円滑に実施するため、連携機関は、必要に応じて協議を行うことができるものとする。

(経費の負担)

第12 条 本協定の実施に係る費用は、連携機関がそれぞれに負担するものとする。

(施行年月日)

第13 条 本協定に基づく相互連絡制度は、平成19年11月1日から施行する。

この協定を締結した証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成19年10月10日

甲 宮崎県教育委員会

教育長

印

乙 宮崎県警察本部

本部長

印